

## 浜松市ディスポーザ排水処理システム指導基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、浜松市下水道条例（昭和37年浜松市条例第21号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、ディスポーザ排水処理システムの新設等を行おうとする場合の計画確認等について必要な事項を定め、適切な使用及び維持管理の確保を目的とする。

### (定義)

第2条 この基準において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) システム ディスポーザ排水処理システム（生ごみをディスポーザ部で粉砕し、排水配管部を通して排水処理部で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体をいう。以下同じ）をいう。
- (2) 適合システム 公益社団法人日本下水道協会の定めた「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月）」に基づき公益社団法人日本下水道協会の製品認証を受けたシステム（機械処理タイプの排水処理システムにあっては、公益社団法人日本下水道協会の定めた「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成16年3月）」に基づき評価機関により適合評価を受けたもの）をいう。
- (3) メーカー 適合システムを製造する者をいう。
- (4) 申請者 条例第6条に基づき、適合システムの新設又は変更に係る計画の確認を受けようとする者をいう。
- (5) 使用者 適合システムについて使用及び維持管理について最終的にその責任を負うべき者で、次に掲げる者をいう。
  - ア 独立建築物の所有者又は賃借人
  - イ 賃貸の集合建築物の所有者
  - ウ 分譲の集合建築物の所有者の代表
  - エ その他水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める者
- (6) 販売店 適合システムを販売する者をいう。
- (7) 維持管理業者 適合システムの維持管理業務の委託を使用者から受け、維持管理を行う者をいう。

### (適用要件)

第3条 この基準において管理者が設置を認めるシステムは、適合システムであるものとする。

(関係書類の添付)

第4条 申請者は、浜松市下水道条例施行規程(昭和43年浜松市下水道部管理規程第7号)第6条に規定する申請書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 適合評価書(写)
- (2) システム設置計画確認申請書(様式第1号)
- (3) 仕様書(ディスポーザ・排水処理部・算定根拠を含む)
- (4) 維持管理計画書(管理体制・処理水質基準・点検項目等)(様式第2号)
- (5) 維持管理契約書(写)又は維持管理契約確認書
- (6) 誓約書(様式第3号)
- (7) その他管理者が必要と認める書類

(維持管理に関する指導)

第5条 管理者は、適合システムの確認をする場合、次に掲げる事項の遵守を求める。

- (1) 適合システムについて管理者が確認した計画に基づき維持管理を適切に行うこと。
- (2) 適合システムの維持管理について、維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。
- (3) 適合システムの維持管理業務委託に基づき、維持管理業者が実施する保守点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存すること。なお、水質検査は年1回以上行い、管理者に報告すること。設置後の水質検査が困難な機械処理タイプ等の適合システムは、構造等の評価基準による耐用年数以上の耐久性、耐摩耗性等を有し、排水処理部からの流出水の水質が長期にわたり、保証される試験結果及び年1回以上の保守点検の実施をもって、水質の維持を確認するものとし、管理者に報告すること。ただし機械処理式タイプ等であっても水質検査ができる場合は年1回以上の水質検査を行い管理者に報告すること。
- (4) その他管理者の維持管理に関する指導に協力すること。
- (5) 使用者又は申請者は、適合システムの設置された建築物を第三者に譲渡し、又は貸し付けるときは、当該建築物の譲受人、賃借人等に対し、上記各号に掲げる事項を遵守する義務があることを説明し理解を得ること。

(使用者に対する指導)

第6条 管理者は、適合システムの維持管理が適切に行われていることを確認する必要があると認められるときは、使用者に対し維持管理に関する資料の提出を求め、又は現地調査を行うことができる。

( 排除の停止、制限又は改善命令 )

第 7 条 管理者は、適合システムの維持管理の状況により、公共下水道への排除が公共下水道を損傷し、若しくは機能を阻害する恐れがあるとき又は公共下水道の管理上必要があると認めるときは、条例第 13 条の 2 又は第 37 条に基づき、当該適合システムの設置者又は使用者に対し、排除の停止、制限又は当該適合システムの改善命令を行うことができる。

( メーカー、販売店、維持管理業者に対する指導 )

第 8 条 管理者は、メーカー、販売店及び維持管理業者に対し、必要があると認める場合には、次の事項を指導する。

- (1) 適合システムの販売にあたり、申請者及び使用者に対し、当該設備の使用については維持管理業者との維持管理業務委託契約が必要であることを説明し、その理解を得ること。
- (2) 申請者及び使用者に対し、管理者の行う維持管理に関する指導に協力することが必要であることを説明し、その理解を得ること。
- (3) 管理者が行う維持管理に関する指導に従うこと。
- (4) 適合システムの維持管理業務委託契約は書面をもって行い、仕様及び管理基準に従い誠意を持って維持管理すること。
- (5) 当該委託契約の解除又は更新がされず、維持管理業務を停止し、又は廃止する場合は管理者にその旨報告すること。

( 補則 )

第 9 条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この基準は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この基準は、平成 19 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この基準は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条に規定する管理者が設置を認める適合システムについて、既にシステムに係る計画の確認及び工事の検査を受け設置したもの並びに平成 27 年 3 月 31 日までにシステムに係る計画の確認がなされる場合であって、社団法人日本下水道協会の定めた「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準 (案)(平成 16 年 3 月)」に基づき評価機関により適合評価を受けたものについては、この限りでない。

附 則

この基準は、平成30年9月1日から実施する。

(様式第1号)

# ディスポーザ排水処理システム設置計画確認申請書

年 月 日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

申請者 住所(所在地) \_\_\_\_\_

氏名(名称) \_\_\_\_\_

(法人の場合は代表者氏名)

設置場所	浜松市				
使用者					
建築物の種類	一般住宅 集合住宅 事務所 その他( )				
認定又は評価 機関及び概要	システム性能基準適合評価		日本下水道協会評価		
			第三者機関評価		
	ディスポーザ部	認定日		名称	
		認定メーカー		認定番号	
	排水処理部	認定日		名称	
		認定メーカー		認定番号	
施設課確認欄	別途指示事項				
施工予定期間	着手	年 月 日	完了	年 月 日	
施工業者 (下請けさせる場 合は下請届添付)	ディスポーザ部				
	排水配管部				
	排水処理部				
維持管理業者	ディスポーザ部				
	排水配管部				
	排水処理部				
指定工事人	住所 (所在地)	業者 CD ( )			
	氏名 (名称及び 代表者名)				

(様式第2号)

## ディスポーザ排水処理システム維持管理計画書

年 月 日

1 一 般 事 項	(1) 設置場所	浜松市	
	(2) 使用開始予定年月日	年 月 日	
	(3) 維持管理業者	ディスポーザ部	
		排水配管部	
		排水処理部	
	(4) 汚泥の処理	引抜き運搬	
		汚泥の処理	
(5) 設置場所案内図	別添 図 - のとおり		
(6) 建築物配置図	別添 図 - のとおり		
(7) 排水設備設計図	建築平面図 排水設備図 給排水配管図 } 別添 図 - のとおり		
2 設 置 施 設 の 仕 様	(1) ディスポーザ	形式：  製造：  品番：	
	(2) 排水処理槽	設計人員： 人  設計生ゴミ量： kg / 日  計画汚水量： L / 日	
	(3) 算定根拠	別添 図 - のとおり	

3 維 持 管 理	(1) 処理水質（設計条件）	B O D : ( mg / ㊦以下) mg / ㊦			
		S S : ( mg / ㊦以下) mg / ㊦			
		n - H e x : ( mg / ㊦以下) mg / ㊦			
	維持 管理 体制	保守点検内容及び維持管理頻度	ディスポーザ部	排水配管部	排水処理部
			機器の点検整備 ( 回 / 年 )	配管内の点検 ( 回 / 年 )	定期点検 ( 回 / 年 )
				清掃 ( 回 / 年 )	清掃 ( 回 / 年 )
					汚泥引抜き ( 回 / 年 )
	点検項目	別紙 - のとおり			
	保守点検記録表	使用開始直前保守点検記録表	別紙 - のとおり		
		保守点検記録表	別紙 - のとおり		
4 そ の 他	(1) 維持管理契約書	別紙 - のとおり			
	(2) 保守点検記録	保管年限：3年間			
	(3) 水道事業及び下水道事業管理者への報告	水質検査又は保守点検報告：年1回以上			
報告頻度：水道事業及び下水道事業管理者の指示による					

維持管理契約書を申請時までには結べないときは、浜松市水道事業及び下水道事業管理者が認める場合に限り「維持管理契約確認書」により確認し、維持管理契約後に、この写しを速やかに提出すること。

なお、この場合維持管理契約は、確認申請後速やかに行うものとする。

(様式第3号)(生物処理タイプ用申請者と使用者が同一の場合)

## 誓 約 書

年 月 日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

申請者 住所(所在地) \_\_\_\_\_

氏名(名称) \_\_\_\_\_

(法人の場合は代表者氏名)

私は、下記に掲げる事項を遵守し、ディスポーザ排水処理システムを適切に使用及び維持管理していくことを誓約します。

### 記

- 1 申請書の添付書類に記載した維持管理計画に従い、ディスポーザ排水処理システムを適切に使用及び維持管理していくこと。また、設置機器を変更しようとする場合は事前に浜松市水道事業及び下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に協議すること。
- 2 申請書の添付書類に記載した維持管理計画に従い、ディスポーザ排水処理システムの維持管理について維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、その契約書の写しを管理者に提出すること。
- 3 ディスポーザ排水処理システムの維持管理業務委託契約に基づき、維持管理業者が実施する点検に関する記録その他維持管理に関する資料を3年間保存すること。なお、水質検査は年1回以上行い管理者に報告すること。
- 4 ディスポーザ排水処理システムの使用及び維持管理に関して管理者が行う指導に協力すること。
- 5 当該委託契約の解除又は更新がされず、維持管理業務を停止又は廃止する場合は管理者にその旨を報告すること。
- 6 将来、ディスポーザ排水処理システムを設置した建築物を第三者に譲渡又は貸し付けることになった場合は、上記1～5までの事項を遵守する責務があることを説明し、遵守させるよう努力し継承すること。



(様式第3号)(生物処理タイプ用申請者と使用者が別の場合)

## 誓 約 書

年 月 日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

申請者 住所(所在地) \_\_\_\_\_

氏名(名称) \_\_\_\_\_

(法人の場合は代表者氏名)

私は、ディスポーザ排水処理システムを設置した建築物を第三者に譲渡し、又は貸し付けるときは、当該建築物の譲受人、賃借人等に対し、下記に掲げる事項を遵守する責務があることを説明し、確実にこれらの事項を遵守させることを誓約します。

### 記

- 1 申請書の添付書類に記載した維持管理計画に従い、ディスポーザ排水処理システムを適切に使用及び維持管理していくこと。また、設置機器を変更しようとする場合は事前に浜松市水道事業及び下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に協議すること。
- 2 申請書の添付書類に記載した維持管理計画に従い、ディスポーザ排水処理システムの維持管理について維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、その契約書の写しを管理者に提出すること。
- 3 ディスポーザ排水処理システムの維持管理業務委託契約に基づき維持管理業者が実施する点検に関する記録その他維持管理に関する資料を3年間保存すること。なお、水質検査は年1回以上行い管理者に報告すること
- 4 ディスポーザ排水処理システムの使用及び維持管理に関して管理者が行う指導に協力すること。
- 5 当該委託契約の解除又は更新がされず、維持管理業務を停止又は廃止する場合は管理者にその旨を報告すること。

## 維持管理契約書 (記載内容例)

1. 契約区分 (新規・継続) の別
2. 契約年月日
3. 設置年月日
4. 契約者名 施主 (甲)  
維持管理契約会社 (乙)  
維持管理実施会社 (丙)  
(乙が維持管理の全部または一部を丙に委託して実施する場合)
5. 「乙 (丙) は、契約の要綱及び契約の約定に基づき維持管理を行う」旨の明記
6. 契約の要綱

対象機器	品名					
設置場所	住所					
	使用者					
維持管理業務内容	契約内業務	点検	整備			
	契約外業務	故障修理	汚泥引抜き	消耗品交換		
維持管理月及び回数	回数	回 / 年				
	維持管理月	月	月	月	月	月
契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
契約料金	円 / 年					
支払条件	支払日	年 月 日				

### 7. 契約の約定

契約の目的、維持管理の定義

契約に含まれない維持管理業務内容

汚泥引抜き

遵守事項

作業の実施及び回数

作業の終了、料金支払、電源等の提供

義務、責任

契約の解除、契約の更新、第三者への譲渡、契約に関する不足の事態への対応

有効期間、協議事項

等

必要に応じて追加、削除を行うこと。

# 維持管理業務委託契約等確約書

年 月 日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

申請者 住所（所在地）\_\_\_\_\_

氏名（名称）\_\_\_\_\_ 印

（法人の場合は代表者氏名）

ディスポーザ排水処理システムの維持管理業務委託契約について、下記のとおり確約します。

## 記

1．建築物の概要（名称、住所、戸数、階数等）

2．設置するシステム（ディスポーザ部・排水処理部）

名 称

認 定 番 号

認 定 メ - カ -

維持管理業者名

3．維持管理業務委託契約等について

当該ディスポーザ排水処理システムの使用者が確定し次第、使用者と維持管理業者との間で、速やかに維持管理業務委託契約を締結し、次の書類を提出させることを確約します。

- ・維持管理業務委託契約書（写し）

(様式第3号)(機械処理タイプ用申請者と使用者が同一の場合)

## 誓 約 書

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

年 月 日

申請者 住所(所在地)

氏名(名称)

(法人の場合は代表者氏名)

私は、下記に掲げる事項を遵守し、ディスポーザ排水処理システムを適切に使用及び維持管理していくことを誓約します。

### 記

- 1 申請書の添付書類に記載した維持管理計画に従い、ディスポーザ排水処理システムを適切に使用及び維持管理していくこと。また、設置機器を変更しようとする場合は事前に浜松市水道事業及び下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に協議すること。
- 2 申請書の添付書類に記載した維持管理計画に従い、ディスポーザ排水処理システムの維持管理について維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、その契約書の写しを管理者に提出すること。
- 3 ディスポーザ排水処理システムの維持管理業務委託契約に基づき維持管理業者が実施する点検に関する記録その他維持管理に関する資料を3年間保存すること。なお、保守点検は年1回以上行い管理者に報告すること。
- 4 ディスポーザ排水処理システムの使用及び維持管理に関して管理者が行う指導に協力すること。
- 5 集合住宅の一戸にディスポーザ排水処理システムを設置するにあたり、排水等で利害関係者との間に生じた問題は、申請者の責任で解決すること。
- 6 当該委託契約の解除又は更新がされず、維持管理業務を停止又は廃止する場合は管理者にその旨を報告すること。
- 7 将来、ディスポーザ排水処理システムを設置した建築物を第三者に譲渡又は貸し付けることになった場合は、上記1～6までの事項を遵守する責務があることを説明し、遵守させるよう努力し継承すること。

(様式第3号)(機械処理タイプ用申請者と使用者が別の場合)

## 誓 約 書

年 月 日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

申請者 住所(所在地) \_\_\_\_\_

氏名(名称) \_\_\_\_\_

(法人の場合は代表者氏名)

私は、ディスポーザ排水処理システムを設置した建築物を第三者に譲渡し、又は貸し付けるときは、当該建築物の譲受人、賃借人等に対し、下記に掲げる事項を遵守する責務があることを説明し、確実にこれらの事項を遵守させることを誓約します。

### 記

- 1 申請書の添付書類に記載した維持管理計画に従い、ディスポーザ排水処理システムを適切に使用及び維持管理していくこと。また、設置機器を変更しようとする場合は事前に浜松市水道事業及び下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に協議すること。
- 2 申請書の添付書類に記載した維持管理計画に従い、ディスポーザ排水処理システムの維持管理について維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、その契約書の写しを管理者に提出すること。
- 3 ディスポーザ排水処理システムの維持管理業務委託契約に基づき、維持管理業者が実施する点検に関する記録その他維持管理に関する資料を3年間保存すること。なお、保守点検は年1回以上行い管理者に報告すること。
- 4 ディスポーザ排水処理システムの使用及び維持管理に関して管理者が行う指導に協力すること。
- 5 集合住宅の一戸にディスポーザ排水処理システムを使用するにあたり、排水等で利害関係者との間に生じた問題は、譲受人又は申請者等の責任で解決すること。